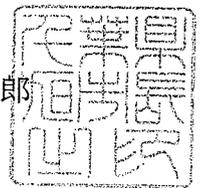


旭市告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年旭市条例第2号）第6条第2項の規定により告示する。

令和8年3月23日

旭市長 米本 弥一 郎



1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

飯岡福祉センター

2 指定管理者となる団体

旭市横根3520番地

社会福祉法人 旭市社会福祉協議会

会長 平野 嘉一

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで